第6章 推進体制と進行管理

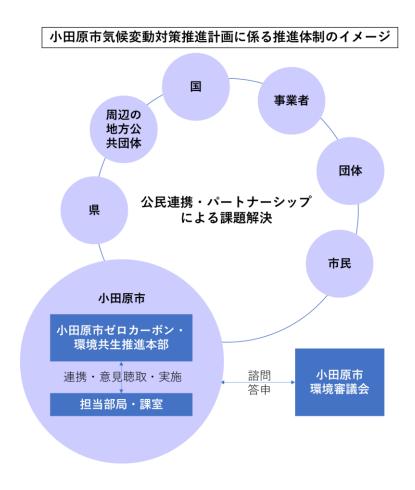
1 推進体制

地球温暖化の問題は、社会経済活動、地域社会、国民生活全般に深く関わり、また、 将来世代にも大きな影響を及ぼすことから、国、神奈川県、地方公共団体、事業者、 市民、団体等の全ての主体が参加・連携して取り組むことが必要です。

そのため、庁内の関係部局や庁外のステークホルダーとの適切な連携の下に、相互 にパートナーシップを組んで、それぞれの分野で持続可能な活動ができるよう、気候 変動対策に取り組む体制を敷いておくことが重要です。

本計画の推進のための進行管理や見直しは、上位計画である「第3次小田原市環境 基本計画」と同様に、小田原市環境審議会において行います。

また、行政分野全体に横断的に関わる内容であることから、計画の推進に当たっては、小田原市環境基本計画推進本部を引き継ぎ、新たに令和4(2022)年度に設置した「小田原市ゼロカーボン・環境共生推進本部」において実施し、関係各課などの意見を聴取して、庁内の合意形成を図りながら、推進します。



2 進行管理の方法

本計画の進行管理は、計画の全体目標及び各施策における目標や指標の状況を評価・分析することで行い、計画の着実な推進を図るため、毎年、年次報告書を作成します。

年次報告書において、毎年、取組の進行管理を行うとともに、3年に1度、指標の 達成状況等を管理するための評価を行うとともに、社会経済の動向等を踏まえ必要に 応じて計画の見直しを行います。

また、年次報告書については、小田原市環境審議会へ報告するとともに、市民・事業者・団体等へ、市公共施設窓口やHPなど、様々な広報媒体を通じて広く公表することとし、公表にあたっては、環境の取組など分かりやすく記載していくこととします。

なお、全体目標に位置付けている二酸化炭素排出量については、その推計に各種統計資料を用いて計算するため、把握できる排出量の情報は約2年遅れのものとなります。そのため、直近の状況については、計画に位置づけた主要な施策の進捗状況を把握することにより行います。